

佐賀県規則第67号

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則
食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則（平成12年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 421 884 451"><u>食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則</u></p> <p data-bbox="248 466 333 496">（趣旨）</p> <p data-bbox="203 512 1099 667">第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>及び佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号。以下「条例」という。）</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="248 681 421 711">（書類の経由）</p> <p data-bbox="203 727 1099 1002">第2条 法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）及び条例並びにこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）を経由して提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="203 1018 383 1048">第5条 削除</p> <p data-bbox="248 1064 584 1094">（食品衛生管理者の届出）</p> <p data-bbox="203 1110 1099 1225">第6条 <u>法第48条第8項の規定による届出は、食品衛生管理者設置（変更）届（様式第3号）によるものとし、知事に2部提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="203 1241 1099 1355">2 <u>知事は、前項の届出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、その1通に届出済証（様式第4号）を押印して、これを届出人に交付するものとする。</u></p> <p data-bbox="248 1370 421 1401">（許可の申請）</p>	<p data-bbox="1214 421 1574 451"><u>佐賀県食品衛生法施行細則</u></p> <p data-bbox="1176 466 1261 496">（趣旨）</p> <p data-bbox="1131 512 2027 587">第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1176 681 1348 711">（書類の経由）</p> <p data-bbox="1131 727 2027 1002">第2条 法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）<u>及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）並びにこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）を経由して提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1176 1370 1348 1401">（許可の申請）</p>

改正前	改正後
<p>第7条 <u>法第52条第1項又は条例第2条の規定により、営業の許可を受けようとする者は、営業許可申請書（様式第5号）に営業設備の構造を記載した図面、営業所の案内図又は地図、水質検査成績書の写し（水道水以外の水を使用する場合に限る。）</u> その他知事が必要と認める書類及び所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「法許可業者」という。）又は条例第2条の規定による営業の許可を受けた者（以下「条例許可業者」という。）</u> から当該営業を譲り受けた者が<u>営業許可申請書（様式第5号）</u>を提出する場合であって、<u>営業設備の構造を記載した図面又は営業所の案内図若しくは地図に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>法許可業者又は条例許可業者が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合は、当該許可の有効期間満了の日の10日前までに営業許可申請書（様式第5号）に所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u> <u>（承継の届出）</u></p> <p>第8条 <u>法第53条第2項の規定により相続、合併又は分割による法許可業者の地位の承継の届出をしようとする者は、許可業者の地位承継届（相続）（様式第6号）又は許可業者の地位承継届（合併・分割）（様式第7号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第4条の2第2項の規定により相続による条例許可業者の地位の承継の届出をしようとする者は、許可業者の地位承継届（相続）（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第</u></p>	<p>第5条 <u>法第55条第1項の規定により、営業の許可を受けようとする者は、別に定める様式の申請書にその施設の案内図又は地図</u> その他知事が必要と認める書類及び所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。ただし、<u>同項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）</u> から当該営業を譲り受けた者が<u>当該申請書を提出する場合であって、その施設の案内図又は地図に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>許可業者が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合は、当該許可の有効期間満了の日の10日前までに別に定める様式の申請書に所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p><u>(2) 相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意により条例許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> <p><u>3 条例第4条の2第2項の規定により合併又は分割による条例許可営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、許可営業者の地位承継届（合併・分割）（様式第7号）に、合併の場合にあつてはに合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本を、分割の場合にあつては分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（変更の届出）</u></p> <p><u>第9条 省令第71条の規定による届出は、変更届（様式第8号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 条例許可営業者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、変更届（様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 条例許可営業者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>(2) 営業所の名称、屋号又は商号</u></p> <p><u>(3) 営業設備の概要</u></p> <p><u>（登録）</u></p> <p><u>第10条 条例第3条の規定により営業の登録を受けようとする者は、食品営業登録申請書（様式第11号）に所定の手数料を添えて、これを保健福祉事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第3条の規定による登録を受けた者（以下「登録営業者」</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式第8号）を速やかに保健福祉事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 登録営業者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>(2) 営業の区域</u></p> <p><u>(3) 主な仕入先の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>（施設等の基準）</u></p> <p><u>第11条 条例第4条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（登録証）</u></p> <p><u>第12条 条例第5条第1項に規定する登録証は、様式第12号のとおりとする。</u></p> <p><u>（営業の廃止の届出）</u></p> <p><u>第13条 法許可営業者及び条例許可営業者は、営業を廃止したときは、30日以内に食品営業廃止届（様式第13号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 登録営業者は、営業を廃止したときは、30日以内に食品営業廃止届（様式第13号）を保健福祉事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 営業の廃止が法許可営業者、条例許可営業者又は登録営業者の死亡又は解散によるものであるときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定に基づく届出義務者又は清算人が、廃止届を</u></p>	<p><u>（廃業の届出）</u></p> <p><u>第6条 省令第71条の2の規定による廃業の届出は、別に定める様式の届出書によるものとし、当該廃業が許可営業者又は法第57条第1項の届出をした者の死亡又は解散によるものであるときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定に基づく届出義務者又は清算人が、当該届出書を知事に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>提出しなければならない。</u></p> <p>第14条 削除 <u>(食品衛生責任者設置等の届出)</u></p> <p>第15条 <u>法許可営業者及び条例許可営業者は、省令別表17第1号に規定する基準に従い食品衛生責任者を設置し、又は変更したときは、速やかに食品衛生責任者設置(変更)届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 と畜場又は食鳥処理場内において法第6条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定に違反した場合における法第54条の規定による処置命令に関する事務は、佐賀県食肉衛生検査所長に委任する。</p> <p><u>2 条例第3条の規定による登録に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 と畜場又は食鳥処理場内において法第6条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定に違反した場合における法第59条の規定による処置命令に関する事務は、佐賀県食肉衛生検査所長に委任する。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 <u>この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。</u></p>

別表を削る。

様式第3号から様式第14号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
(佐賀県証紙条例施行規則の一部改正)
- 2 佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
番号	種目	番号	種目
1～6	略	1～6	略
7	<u>佐賀県食品衛生条例</u> （昭和34年佐賀県条例第9号） 別表第3に掲げる手数料	7	<u>佐賀県食品衛生法施行条例</u> （昭和34年佐賀県条例第9号） <u>別表</u> に掲げる手数料
8～25	略	8～25	略

（知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第137号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
<u>佐賀県食品衛生条例</u> （昭和34年佐賀県条例第9号）	<u>別表第1の法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準の表の1の第6号シ（ウ）</u>		
佐賀県種畜検査条例（昭和34年佐賀県条例第33号）	略	佐賀県種畜検査条例（昭和34年佐賀県条例第33号）	略
略		略	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
<u>佐賀県食品衛生条例</u>	<u>別表第1の法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準の表の1の</u>		

改正前		改正後	
	<u>第1号イ、第5号ア 及び第6号シ（ウ）</u>		
佐賀県種畜検査条例	略	佐賀県種畜検査条例	略
略		略	

(佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部改正)

- 4 佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号）の施行に関すること。</u></p> <p>(15)～(23) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び佐賀県食品衛生法施行条例（昭和34年佐賀県条例第9号）の施行に関すること。</u></p> <p>(15)～(23) 略</p> <p>5 略</p>